

## 議案第22号

### 境港管理組合同規約の一部変更に関し鳥根県と協議することについて

次のとおり境港管理組合同規約の一部を変更することに関し鳥根県と協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年11月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

境港管理組合同規約の一部を変更する規約

境港管理組合同規約の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には、当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には、当該変更部分を削る。

変 更 後	変 更 前
<p>(管理者、副管理者及び<u>会計管理者</u>)</p> <p>第9条 組合に管理者、副管理者1人及び<u>会計管理者</u>を置く。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>会計管理者は、鳥取県知事及び鳥根県知事の推薦する鳥取県若しくは鳥根県の職員の職にある者又は組合の職員から管理者が選任する。</u></p> <p>5 第1項に定めるもののほか、組合に必要な職員を置く。</p> <p>6 略</p>	<p>(管理者、副管理者及び<u>出納長</u>)</p> <p>第9条 組合に管理者、副管理者1人及び<u>出納長</u>を置く。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>出納長は、第15条第2項の管理委員会の事務局長をもってこれに充てる。</u></p> <p>5 第1項に定めるもののほか、組合に必要な<u>吏員その他の職員</u>を置く。</p> <p>6 略</p>
<p>(事務局及び職員)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 事務局に<u>事務局長及び職員</u>を置く。</p> <p>3 <u>事務局長及び職員は、管理委員会が任免する。ただし、事務局長は、管理委員会の委員をもってこれに充てることができる。</u></p>	<p>(事務局及び職員)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 事務局に<u>事務局長、吏員その他の職員</u>を置く。</p> <p>3 <u>事務局長、吏員その他の職員は、管理委員会が任免する。ただし、事務局長は、管理委員会の委員をもってこれに充てることができる。</u></p>

4 職員の定数は、条例で定める。

4 吏員その他の職員の定数は、条例で定める。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。